

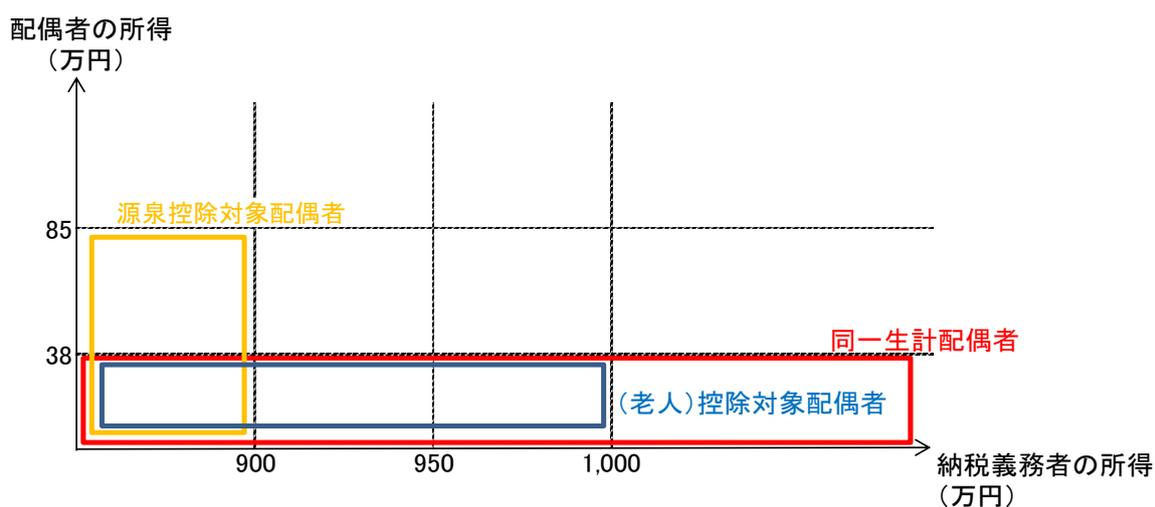
平成31年度からの市・県民税の税制改正等について

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、控除額の変更や「控除対象配偶者」の定義が改められました。

☆「控除対象配偶者」の定義変更

【配偶者の範囲】



- **同一生計配偶者**
納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得が38万円以下である人
- **(老人)控除対象配偶者**
同一生計配偶者のうち、合計所得が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいう。
- **源泉控除対象配偶者**
納税義務者(合計所得が900万円以下に限る。)と生計を一にする配偶者で、合計所得が85万円以下である人

☆配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

納税義務者に所得制限を設け、合計所得金額が大きくなるにつれて、段階的に控除額が減少する仕組みとなりました。

平成31年度分～		納税義務者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)			
	配偶者の 合計所得	(参考) 給与収入のみ	～9,000,000円	9,000,001円～ 9,500,000円	9,500,001円～ 10,000,000円
			(～11,200,000円)	(11,200,001円～ 11,700,000円)	(11,700,001円～ 12,200,000円)
		控除額			
配偶者控除	～380,000円	～1,030,000円	330,000円 (380,000円)	220,000円 (260,000円)	110,000円 (130,000円)
老人配偶者控除			380,000円 (480,000円)	260,000円 (320,000円)	130,000円 (160,000円)
配偶者特別控除	380,001円～ 850,000円	1,030,001円～ 1,500,000円	330,000円 (380,000円)	220,000円 (260,000円)	110,000円 (130,000円)
	850,001円～ 900,000円	1,500,001円～ 1,550,000円	330,000円 (360,000円)	220,000円 (240,000円)	110,000円 (120,000円)
	900,001円～ 950,000円	1,550,001円～ 1,600,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	950,001円～ 1,000,000円	1,600,001円～ 1,667,999円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,000,001円～ 1,050,000円	1,668,000円～ 1,751,999円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,050,001円～ 1,100,000円	1,752,000円～ 1,831,999円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,100,001円～ 1,150,000円	1,832,000円～ 1,903,999円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,150,001円～ 1,200,000円	1,904,000円～ 1,971,999円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,200,001円～ 1,230,000円	1,972,000円～ 2,015,999円	30,000円	20,000円	10,000円
	1,230,001円～	2,016,000円～	0円		

※表内の()書きの控除額は、所得税における控除額を記載しています。

※納税義務者の合計所得が1,000万円を超える場合には配偶者控除・配偶者特別控除の適用はありません。

ただし、配偶者の合計所得が38万円以下である場合、「同一生計配偶者」として住民税の非課税判定の人数に含まれるほか、配偶者が障害者の場合には、障害者控除の対象になります。